立川市障害福祉サービスガイドライン(支給決定基準)の一部改正について

立川市障害福祉サービスガイドライン(支給決定基準)(令和5年3月作成)について、次のように改正する。 次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。			
改正後		改正前	
第1章 居宅介護		第1章 居宅介護	
$(1) \sim (4)$	略	$(1) \sim (4)$	略
(5) 具体的なサービス内容		(5)具体的なサービス内容	
①身体介護	略	①身体介護	略
②家事援助	略	②家事援助	略
* 1	略	* 1	略
* 2	略	* 2	略
*3:家事援助における「育児支援」は、直接のサービス提供		*3: 育児支援は、親が障害のために十分に子供の世話ができ	
が対象者以外となるが、対象者が子どもの保護者として		ない場合であり、保育園の送迎といった乳幼児(おおむ	
本来家庭内で行うべき養育を代替するものであり、次の		<u>ね就学前)の世話を行うものである。</u> 原則、子育て部門	
(ア) から(ウ) の全てに該当する場合に、個々の対象		のヘルパーサービスとの併用はできない。	
者、子ども、家族等の状況を勘案し、必要に応じて、居			
<u>宅介護等の対象範囲に含まれるものとするが、</u> 原則、子			
育て部門のヘルパーサービスとの併用はできない。			
(ア)対象者(親)が障害によって家事や付き添いが困難な			
場合			
(イ) 対象者 (親) の子どもが一人では対応できない場合			
(ウ) 他の家族等による支援が受けられない場合			
※ 本市におい	て、精神障害者への家事援助は、対象者の有する	※ 本市におい	て精神障害者への家事援助は、対象者の有する能
能力 <u>や状態</u> に応じて、社会復帰及び自立と社会活動 <u>へ</u> の参加が		力に応じて、礼	社会復帰及び自立と社会活動の参加ができるよう
できるよう支援するサービスを基本とする。		支援するサート	ごスを基本とする。

そのため、サービスの提供に当たっては、<u>単に調理等の家事</u>を代行するのではなく、<u>調理等の</u>日常生活能力を向上させる視点に立ち、ヘルパーが対象者とともに行う共同実践を<u>家事援助の</u>基本とする<u>が、対象者の状態に応じて、ヘルパーが調理等の</u>家事を代行することを妨げるものではない。

- ③身体介護・家事援助の対象とならない支援 ……略……
- ④通院等介助(身体介護を伴う・伴わない) ……略……
- (6) 留意事項 .....略......

第2章 ~ 第25章 ······略······ 第26章 その他

.....略.....

- ・平成30年3月30日「障害福祉サービス等報酬に関するQ&A VOL.1」
- ·平成30年3月30日老振発0330第2号 厚生労働省老健局振興課長 通知

「「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」の一 部改正について」

·平成30年11月28日30福保生保第1029号 東京都福祉保健局生活福 祉部保護課長通知

「保護施設通所事業対象者の障害福祉サービス利用について」

……略……

そのため、サービス提供に当たっては、<u>日常生活</u>を代行するのではなく、日常生活能力を向上させる視点に立ち、<u>家事援助の内容について、</u>ヘルパーが支援対象者とともに行う、共同実践を基本とする。

- ③身体介護・家事援助の対象とならない支援 ……略……
- ④通院等介助(身体介護を伴う・伴わない) ……略……
- (6) 留意事項 ……略……

第2章 ~ 第25章 ……略……

第26章 その他

.....略.....

・平成30年3月30日「障害福祉サービス等報酬に関するQ&A VOL.1」

平成30年11月28日30福保生保第1029号 東京都福祉保健局生活福祉部保護課長通知

「保護施設通所事業対象者の障害福祉サービス利用について」

……略……

この改正は、令和5年8月1日から適用する。